

愛知県介護支援専門員支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法(平成9年12月17日、法律第123号)第7条第5項に規定する介護支援専門員の健全な育成を図り、その活動を支援するための具体的な方策を総合的に協議する愛知県介護支援専門員支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 支援会議は、次の事項について協議する。

- (1) 実態調査に基づく介護支援専門員に対する支援方策に関する事。
- (2) サービス担当者会議に関する事。
- (3) 介護支援専門員の資質の向上を図るため、実務研修や現任研修を含む研修等のあり方に関する事。
- (4) その他介護支援専門員の支援に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 支援会議の委員は、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 支援会議には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、支援会議の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(支援会議)

第5条 支援会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 支援会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、専門的な助言や意見等を得るため、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 支援会議の事務を円滑に遂行するため、愛知県健康福祉部高齢福祉課に事

事務局を置き、支援会議の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営その他必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成15年8月26日から施行する。
- 2 この支援会議の設置当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

第3条別表を改正し、平成17年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

第3条別表を改正し、平成19年7月1日から施行する。

附 則

第3条別表を改正し、平成20年2月15日から施行する。

別表

愛知県介護支援専門員支援会議委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所 属
伊 東 高	名古屋市（介護保険課長）
伊 藤 光 保	愛知県医師会（愛知県介護保険審査会委員）
遠 藤 英 俊	学識経験者（国立長寿医療センター包括診療部長）
岡 田 巖	老人ホーム部会 （特別養護老人ホームレジデンス宮崎）
岡 田 ヒ 口 ミ	愛知県介護福祉士会
熊 谷 泰 臣	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 （医療法人財団 善常会）
小 藤 あ け み	愛知県社会福祉士会
小 原 智 弘	愛知県社会福祉協議会 （愛知県福祉人材センター所長）
近 藤 良 成	愛知県市長会（岩倉市生きがい課長）
佐 藤 和 夫	地域包括・在宅介護支援センター部会 （第二大和の里）
鈴 木 芳 江	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 （豊橋市社会福祉協議会）
仲 川 有 里	市町村保健師協議会 （半田市市地域包括支援センター）
馬 場 輝 彦	愛知県町村会（大口町福祉課長）